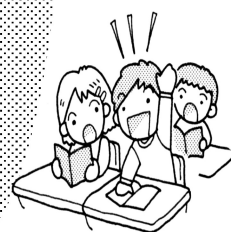


さあ二学期！ 子どもたちの ひとみ輝く学校を



海

高田 敏子

少年が沖にむかって呼んだ

「おーい」

まわりの子どもたちも

つぎつぎに呼んだ

「おーい」「おーい」

そして

おとなも「おーい」と呼んだ

子どもたちはそれだけで

とてもたのしそうだった

けれどおとなは

いつまでもじっと待っていた

海が

何かをこたえてくれるかのように



安倍元首相「国葬」にかかわる要請書提出 弔意を強制しないように

2022年7月8日に安倍晋三元首相が銃撃され、いのちを奪われるという事件が起きた。誰であれ、いかなる理由であれ、暴力により命を奪うことは許されることではありませぬ。一方で、内閣府は7月22日、「故安倍晋三元総理の国葬儀を9月27日、日本武道館において執り行うこと」と閣議決定しました。

「国葬」閣議決定の問題点

①現行憲法下で「国葬」には法的根拠も基準も存在していない。国費を使用する根拠もない。

②本来国権の最高機関である国会での議論を経るべきであるが、一切議論もなく閣議決定されており、議会制民主主義を無視している。

③安倍元首相の政策評価については国民の間で議論は分かれています。教育に関しては教育基本法の改訂や教科書への攻撃、教員免許更新制の強行導入など、学校現場に競争と管理統制を押しつける安倍「教育再生」について、私たち教職員組合はこれまでも批判し続けてきた。そうした批判の評価を無視して「国葬」を執り行うことは、特定の政治家に対する賛美と肯定的評価を国民に強制する行為であり、民主主義に反する。

弔意の強制は容認できない

「国葬」に際して弔意を強制することとは、教育基本法第14条が禁止する特定の政党を支持する活動、教育基本法

第16条に明記された「不当な支配」にあたり、憲法第19条の思想・信条の自由にも抵触します。また、たとえ無宗教であったとしても葬儀という宗教的儀式に参加を強制することとなり、第20条の2、3にも抵触します。

地教委に要請

泉北教職員組合は政府による各都道府県教育委員会に対する、「国葬」における弔意表明のおしつけがあった場合、強く抗議します。すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育、子ども・父母・教職員の「思想・良心の自由」を求める立場から、「国葬」に際して教育委員会に対し以下の点を要請しました。

1. 教育委員会は、小中学校に対し弔意表明にあたる弔旗（半旗）掲揚、黙とう、行事の制限、「国葬」に関する講話などに関する通知を出した場合でも、教育委員会は小中学校へ発出しな
2. 国が弔意表明にあたる弔旗（半旗）掲揚、黙とう、行事の制限、「国葬」に関する講話などを強制しないこと。